

別紙様式 5

質 問 回 答 書

件名 令和8年度近畿農政局大阪府拠点事務室配置変更業務

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
1	・ 移設対象のスチール保管庫（8台）に現在施されている転倒防止対策の具体的な方法（壁へのL字金物固定、床へのアンカー固定、什器同士の連結等）についてご教示ください。 ・ 移設後に講じる「同様の転倒防止対策」を行うにあたり、既存の金物や留め具等は再利用可能でしょうか。あるいは、新規に購入・調達が必要となるのでしょうか。	・ 現在、壁へのL字金具固定となっています。 ・ 再利用可能であれば既存の金具を使用していたいても構いませんが、再利用ができない場合は新規のもので設置をお願いします。
2	・ 事務机や複合機等の移設に伴う、電話・LAN・電源コード等の配線作業（モール施工やOAフロア内の配線処理、電源タップの移動、結線作業など）は、本業務の範囲に含まれますでしょうか。	・ 本業務は什器等の移設のみとなっており、配線等の作業は含みません。
3	・ 受注者負担で納品する段ボール（480箱）につきまして、サイズや材質（強度など）に指定はございますでしょうか。	・ 短い辺にA 4 チューブファイルが横置きで入るもの（100サイズ程度）でお願いします。主に書類を入れますので20kg程度の重さに耐えられる強度のものでお願いします。
4	・ 移設対象の複合機（1台）はリース物件でしょうか。リース物件の場合、保守契約上の規定により指定業者が移設作業を行う必要があるケースが多いため、弊社（受注者）にて移設作業を行って差し支えないかご確認をお願いいたします。	・ 複合機はリース物件です。受注者において移設をお願いします（リース会社に確認済）。
5	・ 作業実施日は「閉庁日」と指定されておりますが、発注者様側におかれまして、現時点で想定されている具体的な日程候補（〇月の土日など）がございましたらご教示ください。	・ 10月の土日を予定しています。
6	・ 図面に記載されている什器類のうち、移設対象外となる既存の不要品や廃棄物の処理が発生する場合、その処分費用や産業廃棄物としての扱いは本業務に含まれますでしょうか。含まれる場合の具体的な処理条件についても併せてご教示ください。	・ 移設対象外の什器等の廃棄処理は発生しません。
7	・ 休日作業時における大阪合同庁舎第1号館のエレベーター利用制限、動線の指定、または駐車スペースの利用可否について、特筆すべき制限や事前に申請すべき事項がございましたらご教示ください。	・ 什器等は同フロア内での移設となりますので、エレベーターは資材搬入等のみの使用になります。原則1台の使用でお願いします。駐車場利用については作業日前に車両等の登録が必要となります。

8	・ 公告「4 見積書の提出場所及び期限の(2) 見積書の提出期限」において 「なお、全省庁統一資格を有する者である場合は、参加資格を証明する書類(競争参加資格証明書の写し)を併せて持参若しくは郵送すること。(電子調達システムによる場合は必要ない。)」 との記載がありますが、これは電子調達システムによる入札の場合は資格書の写しは提出不要ということでしょうか？	・ 電子調達システムによる入札の場合は資格書の写しは提出不要です。紙入札の場合は、入札書を入れた封筒とは別に資格書の写しの提出をお願いします。
9	・ 本件は什器移動のみで、配線等は含まないでしょうか。	・ 上記2で回答
10	・ ダンボール箱詰め、箱出し作業は職員様でしょうか。	・ 箱詰め、箱出しは発注者側で行います。
11	・ 何日工程想定でしょうか。	・ 移設作業は1日で完了するようにお願いします。
12	・ 移設先の部屋は何もない状態でしょうか。	・ 部屋によりますが、概ね空きスペースとなっています。
13	・ 4. (2) イ養生は作業開始前と記載ありますが、作業日当日で問題ありませんか？	・ 養生は作業日当日の作業開始前にお願いします。
14	・ 履行場所搬入先も同建物同フロアで間違いありませんでしょうか？	・ 同フロア内(6階→6階)での移設です。
15	・ 別添図で現状レイアウトがありませんが、移転対象物品の配置場所及び動線に現状配置されている物品はありませんでしょうか？	・ 概ね空きスペースとなっており、移設作業に影響するような配置物品はありません。
16	・ 弊社が受託した場合、業務全体の統括(発注者様との連絡調整、工程管理、完了報告、請求対応、是正対応、品質管理)はすべて弊社が主体となって実施し、再委託先が関与する部分も含め、弊社がすべての責任を負う体制で履行いたします。 一方で、現場実作業につきましては、専門的な協力会社に委託し、当該現場には責任者を配置する構成を検討しております。 このような実施体制において、本案件への参加および契約履行は可能でしょうか。あわせて、当該体制での実施に際して事前承認や再委託届の提出が必要となるかについてもご教示いただけますと幸いです。	・ 受注者において業務全体の統括をするのであれば、協力会社に委託し作業を行うことは可能です。 事前承認や再委託届の提出は必要ありませんが、受注後にその旨をお知らせください。

【留意事項】

【質問に対する回答は電子メールにて通知する。